

新型期日指定定期預金

(2023年1月20日現在)

1. 商品名	新型期日指定定期預金	
2. 取扱期間	定めはありません。	
3. お預入れいただける方	個人のお客さま(非居住者を除く)	
4. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長3年 ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはその1ヵ月前までに通知する必要があります。) ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。 	
5. 預入方法	(1) 預入方法	一括預入
	(2) 預入金額	100円以上 300万円未満(総合口座の初回預入金額は1万円以上)
	(3) 預入単位	1円単位
6. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払戻します。 ・据置期間1年経過後、預入元金の一部の金額について満期日を指定することにより元本の一部支払を行うことができます。この場合の払戻金額は1万円以上とします。 	
7. 利息	(1) 適用金利	預入時の店頭表示金利を満期日まで適用します。
	(2) 利払頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。 ・元金の一部解約を行った場合は、一部解約した元金分の利息を支払います。
	(3) 計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算
8. 税金	20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%) 2013年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税となります。(ただし、マル優ご利用の場合は除きます。)	
9. 手数料	_____	
10. 預金保険	預金保険制度の対象となります。(お一人さまあたり、全額保護の対象預金以外の預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます)預金保険制度について、詳しくは窓口までお問い合わせください。	
11. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率) ・マル優のお取扱いができます。 	
12. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により1年毎の複利計算した利息とともに払戻します。 (1) 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率 (2) 6ヵ月以上1年未満 預入時の2年以上の利率×40% (3) 1年以上1年6ヵ月未満 預入時の2年以上の利率×50% (4) 1年6ヵ月以上2年未満 預入時の2年以上の利率×60% (5) 2年以上2年6ヵ月未満 預入時の2年以上の利率×70% (6) 2年6ヵ月以上3年未満 預入時の2年以上の利率×90%	
13. 満期時の取扱い	_____	

新型期日指定定期預金

(2023年1月20日現在)

14. 金利情報の入手方法	金利については窓口までお問い合わせください。
15. その他参考となる事項	・自動継続でない場合、満期日以後の利息は、解約日または書替継続時における普通預金金利により計算します。 ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。
16. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772